

**特別対談**

## 中企庁キーマンが語る 「中小企業活性化パッケージ」

～廃業型私的整理が盛り込まれ個人破産回避のルールが明確化～

(聞き手／東京支社営業部長 直井 明彦)

3月に経済産業省と金融庁、財務省が連携して中小企業への総合的な支援を展開するための「中小企業活性化パッケージ」が公表されました。前回(2月15日号掲載)は施策のひとつである「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について、中小企業庁事業環境部金融課の海老原史明総括課長補佐と横田直忠課長補佐に運用開始の経緯や思いを語っていただきました。ありがとうございました。今回は再度お二人にご登場いただき、同ガイドラインの全容が公開されたことを踏まえ、「中小企業活性化パッケージ」のポイントについて、お話を伺いたいと思います。

——公表された「中小企業活性化パッケージ」の関連施策集には「コロナ資金繰り支援の継続」(3施策)と「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援」(8施策)の11の施策が記載されました

海老原 コロナ発生後からこれまで、官民合わせでもすごい量の中小企業向け資金供給が続けられてきましたが、これからは中小企業の実態に合わせた多様なニーズに応えられるきめ細かな政策を進めていく必要があると考えます。3月4日に打ち出した「中小企業活性化パッケージ」はそうしたフェーズの変化に合わせたものです。

まず、引き続きコロナの影響を受けている小売業、飲食業、宿泊業など対面型の業種に対する資金支援を継続していくことは大切ですので、同パッケージの施策に沿って無利子融資や危機対応融資の受付を6月末まで延長するほか、融資期間



海老原 史明 総括課長補佐



横田 直忠 課長補佐

を15年から20年に延長するなど「コロナ資金繰り支援の継続」を行いました。さらに今後については、コロナ関連融資で多大な債務を抱え将来に不安を持ったり、前向きな投資ができなかったりする経営者が増えることで10年、20年先の日本経済に大きな影響が出ないように、収益力改善、事業再生、再チャレンジにフェーズを分けた総合的な支



※撮影時のみマスクを外しています

援を実施していきます。中小企業の事業再生等に関するガイドラインの運用開始（4月15日～）や中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターを統合させて中小企業活性化協議会を設置（4月1日～）、中小企業再生ファンドの拡充などには、中小企業の収益力改善や再生の一步手前の段階から一体的に後押しする政府の狙いがあります。中小企業活性化パッケージ（関連施策集）には、用語の意味も含め各施策が分かりやすく書かれていますので、中小企業経営者の方にも是非ご覧いただきたいです。

——前回お話を伺いました「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の内容についてはいかがでしょうか

横 田 中小企業庁はオブザーバーとして、ガイドライン研究会に参加させていただいていましたが、参加された委員の方など皆さんが「中小企業は単独で生きていくのではなく、対象債権者（金融債権者）との対話が重要。対話があるからこそ私的整理もスムーズに進みやすくなるわけで、平時からの金融機関との関係構築はとても大切」といった認識を持たれていると感じましたし、その点については「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（中小企業の事業再生等に関する研

究会）の資料の第二部にしっかりと反映されています。かと言って、平時から金融機関と対話をして適切な情報開示を行っている事業者だけが私的整理手続を利用できるわけではありません。平時と有事の対応の在り方について規定されている第二部は、私的整理手続が定められている第三部の手続利用にあたっての前提条件となっていないと明記されており、バランスよくできていると思います。

——資料には反映できなかった思いもあります

横 田 「廃業型私的整理手続」という概念が盛り込まれたことはとても意味が大きいと思います。経営者は仮に廃業に至ったとしてもその後もその地域で生きていかなければなりませんし、破産となるとそこで働いていた方が突然職を失ったり、取引先に焦げ付きが発生したりするなどして地域経済に悪影響が出ますが、金融機関に説明をしながら廃業手続を進めてソフトランディングすれば、従業員は転職に向けた準備ができますし、取引先への影響も抑えることができ、さらには、経営者は円滑に再スタートを果たすことができます。

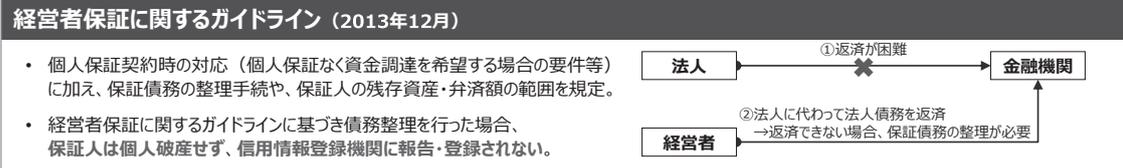
また、現状経営者の多くは経営者保証を提供し

コロナ資金繰り支援の継続

収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援

## ⑨個人破産回避に向けたルールの明確化

- 中小企業の廃業時における経営者の個人破産回避に向け、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化。



その後も、中小企業の廃業時に個人保証を行う経営者が個人破産となるケースが多く、事業再生の早期決断の大きな阻害要因になっているとの指摘あり。

**廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方（2022年3月4日公表）**

- 1. 債権者の対応の明確化**
  - ・ 個人破産の回避に向け、保証人等から、保証債務の整理の申出・協議を受けた場合には、ガイドラインに基づく保証債務の整理に誠実に対応。
  - ・ 保証人の保証履行能力の状況によっては、保証人が対象債権者に対し、弁済する金額が無い計画（ゼロ円弁済）も許容され得ることに留意。
- 2. 債務者・保証人の対応の明確化**
  - ・ 廃業の検討に至った場合、直ちに債権者に申し出、財産状況等について適宜適切に開示。
  - ・ 従業員・取引先等の地域経済への影響も踏まえ、迅速かつ誠実に対応。
- 3. 債務整理を支援する弁護士等の支援専門家**
  - ・ 保証人に破産手続を安易に勧めるのではなく、ガイドラインに基づく保証債務の整理が可能であるか、保証人の意向を踏まえ、十分検討。

中小企業活性化パッケージ関連施策集より抜粋

ているケースが多いと思いますが、廃業した場合、この経営者保証がネックになります。「廃業したら経営者保証を提供しているため自己破産するかもしれない」と考えると、経営改善・事業再生を決断することが難しくなるのではないのでしょうか。廃業による経営者の自己破産回避を図るため、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合、金融機関は誠実に対応するとの考え方を明確化しました。つまり、廃業における私的整理手続と個人破産回避の仕組みが両輪で揃ったことになります。

ここで中小企業の経営者の方に伝えたいのは、「廃業型私的整理手続」が盛り込まれたことで廃業に追い込まれやすくなってしまわないかと利用を敬遠しないでほしいということです。同手続ができたからこそ、安心して早期の経営改善・収益力改善に取り組んでほしいのです。

——ありがとうございます。資料に記載された内容を拝見するだけでなく、こうしてお話を聞くこ

とで施策への理解が深まり身近な問題と自覚される経営者は多いと思います。運用の進捗に注目が集まりますね

海老原 自身の会社がどのフェーズにあるか整理できず、目の前の資金繰りをどうしていくか、従業員を守るための行動が最優先になってしまい、自社の現状を客観的に見たり、考えや視野を広げていく機会がなかったりする経営者は多いと思います。こうしたなかで、今回の中小企業活性化パッケージの公表を機に中小企業経営者が自社のこととして捉え、債権者、他業界、地域、自治体などとの会話のきっかけ、新たな一步を踏み出していくためのきっかけにつなげてほしいです。何をすべきかを考え続けている経営者、アクションを起こす経営者が救われる仕組みにしていきたいですね。

——本日はありがとうございました

（文・写真／情報統括部情報編集課長 阿部 成伸）